

(別紙1)

## パーソナルコンピュータ機器リース契約に関する仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「甲」という。）のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）及び周辺機器の賃貸借契約（リース契約）に基づいて導入することについて、必要な仕様を定める。

### 2. 業務の範囲

本仕様書に基づく仕様の範囲は、機器の借入、搬入据付、設定、調整、研修、保守とし、甲に対する諸手続も含むものとする。

本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

### 3. リース期間

令和2年1月13日から令和7年1月12日まで（60ヶ月）

リース期間開始前日までに、甲の検収を完了し引渡すこと。

### 4. 納入期限

リース物品納入後、甲が現保守業者に独自ネットワークの接続作業を依頼するため、令和2年1月8日までに機器を使用できるように、物品の納入・設定・設置・動作確認等の作業を実施すること。

### 5. 契約形態

本業務は月払いのリース契約とする。乙指定のリース会社を介しリース契約をする場合は、様式2「パーソナルコンピュータのリース方式について」のとおり三者間で締結するものとする。

### 6. 納入場所及びリース物品名

納入場所 … 小瀬スポーツ公園 外4施設

リース物品 … ノートブックパソコン（ノートPC） (別紙1-1) 64台

デスクトップパソコン（デスクトップPC） (別紙1-2) 6台

施設名	住所	台数	
		ノートPC	デスクトップPC
小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町840	49台	4台
富士北麓公園	富士吉田市上吉田立石5000	7台	1台
緑が丘スポーツ公園	体育館	3台	
	スポーツ会館	2台	1台
八ヶ岳スケートセンター	北杜市小淵沢町上の原3989-1	2台	
境川自転車競技場	笛吹市境川町藤埜3279	1台	

### 7. リース物品の構成内訳

別紙1-1、別紙1-2のとおり

## 8. リース物品等の仕様

### (1) ハードウェア、ソフトウェアに関する仕様

- ① 別紙1-1、別紙1-2の機能を満たしているものであること。  
また、機能を満たしていることを証明する書類（カタログ等）を提出すること。
- ② ハードウェアとソフトウェアが一体となり正常に動作すること。
- ③ 納入する機器等の構成部品は動作を保障する構成であること。
- ④ パソコン等に添付されているCD-ROM等のメディアとマニュアル類について、一式を納入すること。
- ⑤ ソフトウェア及びマニュアルは日本語版であること。
- ⑥ 納入するソフトウェア等についてユーザ登録作業を行うこと。
- ⑦ 納入するソフトウェアについて、インストール用メディアと添付されているマニュアル等をそれぞれ1式納めること。また、その媒体はCD-ROMあるいは、DVD-ROMとする。ただし、これらの媒体で供給されていない場合は、この限りではない。
- ⑧ 全ての機器について、メーカーより部品供給が可能であること。
- ⑨ 不具合が生じた場合は早急に復旧すること。なお、動作不良については、納品後から1年間は乙の責任とする。

### (2) 運搬・搬入・設置・現地調整等に関する仕様

- ① 納品日時については、甲と打合せのうえ、決定するものとする。
- ② 現地での作業工数を極力少なくするよう考慮すること。
- ③ 機器等の梱包資材については、落札者もしくは納入業者が責任を持って持ち帰り、処分するものとする。
- ④ 運用開始日前までに、設置・調整等を含む全ての業務を完了すること。
- ⑤ 搬入の際は、施設等に損害を与えないように注意すること。万一施設等に損害を与えた場合には、これに関する経費を負担し現状復帰すること。
- ⑥ 運搬・搬入・設置に関する費用を負担すること。

### (3) インストール作業・環境設定・動作確認等に関する仕様

- ① パソコンに必要なハードウェア、ソフトウェア及びドライバ等のインストール作業及び設定を行うこと。（詳細は別途打合せ）
- ② 既存ウイルスソフトを確実にインストールを行うこと。
- ③ 本リース物品は、既存パソコンとの入替となるため、既存パソコンからデータ等の移行作業を含むものとする。
- ④ インストール作業等及び環境設定作業終了後、山梨県スポーツ協会職員立会の元、動作確認を行うこと。
- ⑤ 各所属の複合機・プリンタドライバのインストールを行うこと。
- ⑥ 全パソコンの本体に、甲が指定するコンピュータ名のラベルを用意し、外から確認できる箇所へ貼付すること。また、そのコンピュータ名を対応させた一覧表をデータにて作成し納入すること。
- ⑦ 甲内のパソコンが、今後本リース物品と既設パソコンが混在することから、本リース物品についてはその対象物品であることがわかるよう、外から確認できる箇所へ印を貼付すること。
- ⑧ 小瀬スポーツ公園に納品する端末のネットワークへの接続設定（インターネット、WEBメール（WitchyMail）、財務会計システム、Firefoxの互換設定も含む）については、山梨県が所有するネットワークへの接続が必要であることから、甲が現保守業者に依頼するため、その費用は見積に含めないこと。

(4) リース物品等の保守に関する仕様

- ① 県内にサービス拠点を有し、迅速に現地に赴き対応できること。
- ② 現地で対応した結果、ハードウェアに起因する障害で、パーツ交換等が必要となった場合、迅速に復旧作業を行うこと。
- ③ 甲から導入した機器等の説明を求められた場合、設定及び操作等に関する質問があった場合は、それに対応すること。
- ④ その他、正常稼働するために必要な作業を行うこと。

9 . 契約書作成の要否  
要

10 . その他留意事項

- (1) 説明会は行わない。
- (2) 各ハードウェア及び各ソフトウェアごとの価格を記載した内訳書を提出すること。